

米子市環境基本計画（2016中間見直し）

【概要版】

1 中間見直しの趣旨・基本的な考え方

米子市環境基本計画は、「米子市環境基本条例」第8条の規定に基づき、「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち」の実現を目指して、平成24年3月に策定しました。

この計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間としていますが、着実に施策を進めるため、数値目標の多くは、平成27年度（2015年度）までの中間目標値を設定していることから、最終年度の数値目標に再設定するとともに、本市の環境を巡る状況などの変化に合わせて現行計画の見直しを行うものです。

なお、中間見直しであることから、骨格である「目標すべき環境像」や「基本目標」などについては、原則変更しないこととし、これまでの施策の進捗状況の検証結果、市民ニーズの変化、並びに関係法令及び社会情勢の変化などを踏まえて、「推進する施策」、「数値目標」などを見直ししました。

2 計画の期間及び対象

(1) 計画の期間は、10年間とします。

平成23年度（2011年度）～平成32年度（2020年度）
【平成28年度（2016）中間見直し】

(2) 計画の対象は、次の5つの分野とします。

環境の分類	環境の要素
地球環境	地球温暖化やエネルギー問題及び廃棄物の減量など
生活環境	水、大気及び公害など
自然環境	森林、農地及び水辺や動植物など
快適環境	緑化、景観及び環境美化など
環境意識	環境学習や市民生活活動など

3 目指すべき環境基本像と基本目標

(1) 目指すべき環境基本像は、次のとおりです。

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち
～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

(2) 分野ごとの基本目標は次のとおりです。

環境の分類	基本目標	キーワード
地球環境	1. 地球環境に配慮した循環型のまちづくり	(循環)
生活環境	2. 健康で安心して暮らせるまちづくり	(安心)
自然環境	3. 豊かな自然と調和したまちづくり	(共生)
快適環境	4. 環境資源を活かしたまちづくり	(快適)
環境意識	5. みんなが環境を考えるまちづくり	(協働)

4 推進する施策

米子市のより良い環境を将来の世代に引き継いでいくため、環境の保全と創造に関する施策を基本目標ごとに次のように設定します。

1. 地球環境に配慮した循環型のまちづくり（循環）

(1) 低炭素社会づくりの推進

【市の行動指針】

- ・温室効果ガス排出量の抑制／再生可能エネルギーの導入／省エネ型交通システムの推進／フロン類対策の推進

【市民・事業者の行動指針】

- ・啓発イベントなどに参加する。
- ・電化製品などの買い替え時には、省エネルギー型商品を購入・使用する。
- ・電気・ガス・灯油などの節約、再生可能エネルギーの利用に努める。
- ・施設の設備更新時には、再生可能エネルギーの導入を推進する。
- ・環境管理システム（環境マネジメントシステム）の導入に努める。
- ・公共交通機関や自転車を積極的に利用し、自動車の使用を可能な限り減らすよう努める。
- ・次世代自動車の購入や使用に努め、エコドライブを心がける
- ・オゾン層の保護について関心を持ち、フロン類回収に協力する。

数値目標設定項目	基準値	目標値
市内全域から排出する二酸化炭素（CO ₂ ）の排出量	1,476千トン - CO ₂ （平成 17 年度）	1,420千トン - CO ₂ （平成 32 年度）
市有施設から排出する二酸化炭素（CO ₂ ）の排出量	24,595t - CO ₂ （平成 26 年度）	23,365t - CO ₂ （平成 32 年度）
市内全域の太陽光発電システムの需給最大ワット数	11,469kw （平成 26 年度）	16,200kw （平成 32 年度）

(2) 循環型社会づくりの推進

【市の行動指針】

- ・4Rの推進／廃棄物の適正処理／環境にやさしい商品の利用

【市民・事業者の行動指針】

- ・買い物のおときはマイバックを持参し、レジ袋を断るよう努める。
- ・消費者・梱包メーカー・商品メーカーなどと協力し、簡易包装を推進する。
- ・生ごみは生ごみ処理機などを利用して、たい肥化するよう努める。
- ・繰り返し使用できる商品の購入・使用に努める。
- ・ごみの分別を徹底し、リサイクルとごみの減量化に努める。
- ・スーパーなどで行われる店頭拠点回収を積極的に利用する。
- ・不法投棄をしない、また不法投棄を発見したら市・警察へ連絡する。
- ・土地所有者は、不法投棄されないよう防止に努める。
- ・エコマーク商品、グリーンマーク商品などを購入するよう努める。
- ・一般廃棄物・産業廃棄物の区分に基づいて、適正に処理を行う。

数値目標設定項目	基準値	目標値
1人1日あたりのごみ排出量	996g （平成 26 年度）	980g （平成 32 年度）
ごみのリサイクル率	17.7% （平成 26 年度）	17.7% （平成 32 年度）
ごみの最終処分率	6.4% （平成 26 年度）	5.7% （平成 32 年度）
市役所におけるグリーン購入実績	97.5% （平成 26 年度）	100% （平成 32 年度）

2. 健康で安心して暮らせるまちづくり（安心）

（1）大気・水環境の保全

【市の行動方針】

- ・大気汚染防止対策の推進／生活排水の適正処理／事業活動における水環境の保全／水源の保全

【市民・事業者の行動指針】

- ・黒煙・異臭・粉塵などの異常を感じたら、市へ連絡する。
- ・家庭ごみの野焼きをやめ、悪臭などを発生させない。
- ・大気汚染物質の排出抑制に配慮した施設や設備の導入に努める。
- ・環境に配慮した洗剤の使用や、食器の付着汚れは紙などで拭き取るなど、適正な排水に努める。
- ・市内の河川などの清掃活動に協力・参加する。
- ・公共下水道の整備済地域においては、速やかに下水道施設への接続を行う。
- ・当分の間下水道整備が見込めない地区においては、合併処理浄化槽の設置に努める。
- ・浄化槽管理者は、浄化槽の適正な維持管理及び法定検査を行う。

数値目標設定項目	基準値	目標値
汚水処理人口普及率	87.6% (平成 27 年度)	90.1% (平成 32 年度)
水洗化戸数率（公共下水道事業）	87.7% (平成 27 年度)	88.8% (平成 32 年度)
浄化槽の法定検査受検率	47.64% (平成 26 年度)	55% (平成 32 年度)

（2）騒音・振動・悪臭・汚染物質などの対策の推進

【市の行動指針】

- ・騒音・振動・悪臭の防止／汚染物質などの適正処理／新たな環境問題への対応

【市民・事業者の行動指針】

- ・時間帯や音量を考え、近隣騒音を発生させないなど、マナーやルールを守る。
- ・事業所・特定建設作業における騒音・振動・悪臭などの発生を防止する。
- ・ごみの放置禁止や、浄化槽の適正管理など、悪臭を発生させないように努める。
- ・有害化学物質などを適正に管理し、土壌や地下水などの汚染を防止する。

（3）放射線量の監視

【市の行動指針】

- ・放射線のモニタリング、情報提供

【市民・事業者の行動指針】

- ・原子力発電や放射性物質などに関する情報収集、正しい理解に努める。
- ・緊急時には県や市の必要に応じた避難指示などに従う。

3. 豊かな自然と調和したまちづくり（共生）

（1）森林・農地・湿地などの適切な利用

【市の行動方針】

森林の保全／農地の保全と活用／環境に配慮した漁業の推進／食物の地産地消の推進／
中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用

【市民・事業者の行動指針】

- ・森林の違法開発及び森林への不法投棄の防止に努める。
- ・利用権設定など制度を利用し、耕作放棄地を生じさせない。
- ・海洋・河川への廃棄物投棄をしない、廃船や漁網などの廃棄物を適正に処理する。
- ・できるだけ地場産品を購入する、地元農産物の加工品の生産を促進する。
- ・水鳥公園での環境学習やイベントに参加する。

- ・ 中海アダプトプログラム等の清掃活動などに協力・参加する。

数値目標設定項目	基準値	目標値
米子水鳥公園ネイチャーセンター入館者数	19,831 人 (平成 26 年度)	23,000 人 (平成 32 年度)

(2) 生物多様性の確保

【市の行動方針】

野生動植物の保護／生態系を守る取り組み／特定外来生物対策

【市民・事業者の行動指針】

- ・ 野生生物をむやみに持ち帰らない。
- ・ 生物の生息環境を保全する取り組みに積極的に参加する。
- ・ 外来生物被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を守る

4. 環境資源を活かしたまちづくり（快適）

(1) 自然環境と調和した生活環境の創造

【市の行動方針】

緑あふれるまちづくり／適正な土地利用の推進

【市民・事業者の行動指針】

- ・ 建物の屋上、壁面、敷地内において、緑のカーテンなどの緑化を推進する。
- ・ 緑化に関するイベントなどに参加し、緑化に対する意識を高める。
- ・ 各種法規制に基づいた建築や開発を行う。

(2) 地域の特性を生かした景観づくり

【市の行動方針】

自然・歴史的景観の保全と活用／まちなみ景観の保全／環境美化の推進

【市民・事業者の行動指針】

- ・ 文化財への理解を深め、調査・研究・保護に協力する。
- ・ 伝統工芸の良さを理解し、保存・継承・後継者の育成に協力する。
- ・ 伝統芸能・伝統行事などのイベントなどに参加し、伝統芸能・伝統行事を体感し、意義を理解する。
- ・ 各種イベントなどへ積極的に関わり、地域資源に対する理解と活用の促進を図る。
- ・ 生け垣の設置や庭の植物の維持・管理に心がけ、美しいまちなみづくりに協力する。
- ・ 危険家屋に係る市の現状調査に協力し、所有者は所有家屋に対して適正な管理に努めなければならない。
- ・ 開発行為や建築物の新增改築などにおいては、周辺環境との調和を図り、秩序ある景観形成に協力する。
- ・ 景観に配慮した屋外広告物の設置に努め、違法な広告を行わない。
- ・ 市内一斉清掃に参加する、事業所周辺の環境美化活動を行う。
- ・ 空き缶・たばこ・ごみなどのポイ捨て、犬のフンの放置をしない。

5. みんなが環境を考えるまちづくり（協働）

(1) 環境学習の推進

【市の行動方針】

あらゆる世代の環境学習の推進／市民、事業者などへの環境意識の普及啓発

【市民・事業者の行動指針】

- ・ 環境に関する出前講座を活用する。
- ・ 企業や地域などで開催する環境学習活動に参加する。

数値目標設定項目	基準値	目標値
環境学習で米子水鳥公園を利用した市内小学生の人数	544 人 (平成 26 年度)	1,300 人 (平成 32 年度)

(2) 自主的な活動の推進

【市の行動指針】

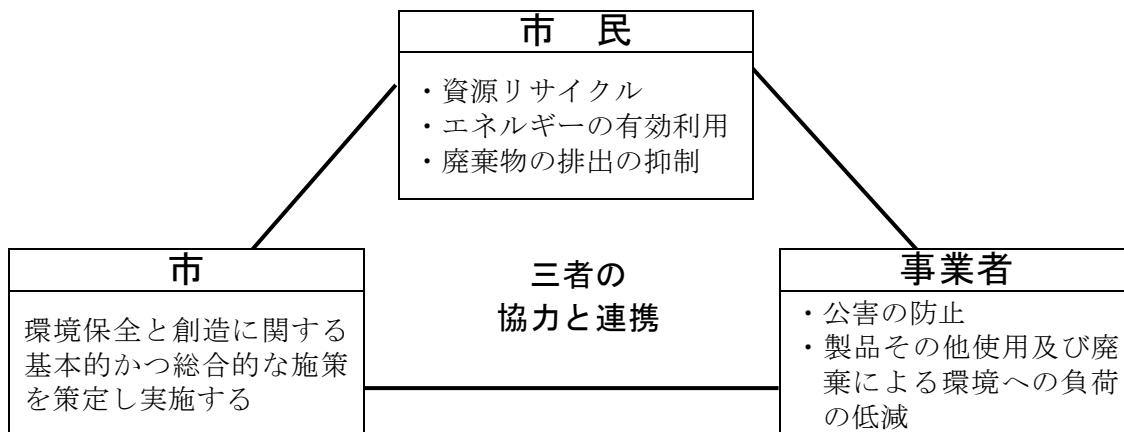
参加と協働のまちづくり／広域的な連携

【市民・事業者の行動指針】

- ・市や地域、ボランティア組織などが行う環境保全事業に積極的に参加する。
- ・近隣自治体や国・県などと連携した環境保全活動の取り組みに協力する。

5 役割分担と連携

環境に関する問題は、行政の取り組みだけで推進できるものではありません。市民、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、対等な立場で協力し合い、連携することで、具体的な取り組みを目指します。

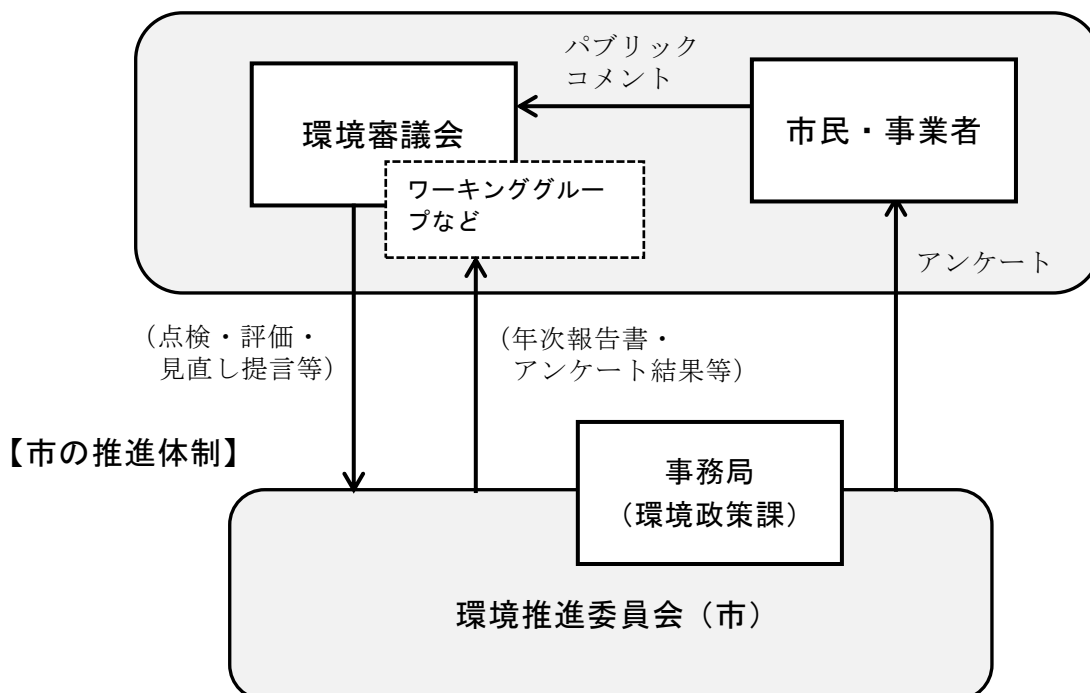


6 計画の進め方

本計画の推進にあたっては、環境基本条例に基づき組織された「米子市環境審議会」が、計画の進捗状況をまとめた年次報告書（環境白書）について点検・評価を行い、それに基づいた施策見直しなどの提言を行います。

なお、必要に応じて市民の代表による推進体制の整備に努めます。

【市民・事業者の推進体制】



7 計画策定の経緯

日 付	審議内容等
平成27年5月～6月	環境に関するアンケート調査 (市民3,000人、事業所500社)
平成27年10月20日	平成27年度 第1回米子市環境審議会 ・米子市環境基本計画の見直しについて【諮問】 ・アンケート調査結果(市民)について
平成28年2月18日	平成27年度 第2回米子市環境審議会 ・アンケート調査結果(地域別・年代別)について ・アンケート調査結果(事業所)について ・現計画の進捗状況の検証について
平成28年5月27日	平成28年度 第1回米子市環境審議会 ・米子市環境基本計画(2016中間見直し)素案について
平成28年8月1日	平成28年度 第2回米子市環境審議会 ・米子市環境基本計画(2016中間見直し)原案について
平成28年8月17日	米子市議会市民福祉委員会 ・米子市環境基本計画(2016中間見直し)原案について
平成28年9月12日～ 平成28年10月11日	市民意見公募(パブリックコメント)
平成28年11月15日	平成28年度 第3回米子市環境審議会 ・米子市環境基本計画(2016中間見直し)案について
平成28年11月28日	米子市環境基本計画(2016中間見直し)【答申】
平成28年12月5日	米子市環境基本計画(2016中間見直し)【策定】

米子市環境基本計画(2016中間見直し)【概要版】

平成28年12月発行

発 行 米子市
編 集 米子市市民人権部環境政策課
〒683-8686 鳥取県米子市中町20番地
電 話 : 0859-23-5256
FAX : 0859-23-5258
E mail : kankyoseisaku@city.yonago.lg.jp

本編(計画の全文)は、環境政策課窓口またはホームページで閲覧することができます。